災害廃棄物処理計画の項目と要点(案)

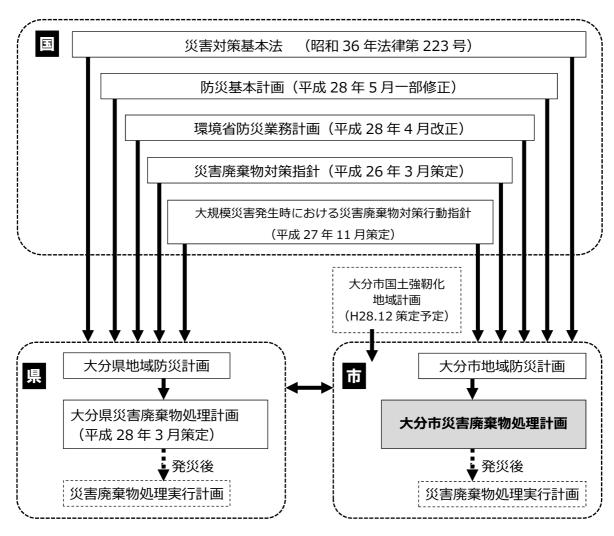
第1章 総則

第1節 背景及び目的

- ・大規模災害時には、多量の災害廃棄物が発生する。
- ・その処理を迅速かつ適正に行える態勢の構築を目的とする。
- ・被災後は、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」の策定に着手する。

第2節 本計画の位置付け

- ・災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方、処理方法や処理手順を示すもの。
- ・国の策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「大分県災害廃棄物処理計画」や 「大分市地域防災計画」、「大分市国土強靭化地域計画」との整合性を図る。



第3節 基本的事項

1. 対象とする災害

台風や集中豪雨等による風水害等の自然災害及び「南海トラフ巨大地震による被害を想定するものとするが、「別府湾地震」にも備えるものとする。

2. 対象とする災害廃棄物

地震や津波により発生した廃棄物並びに避難所生活等により発生する廃棄物とする。

災害廃棄物の種類	内 容
木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃物の廃棄物
腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料 工場等から発生する原料及び製品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波によって陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、 災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自 転車等
廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
有害廃棄物	廃石綿等(特別管理廃棄物)、石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA(クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類、化学物質等の有害廃棄物
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの市の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボード等

3. 災害廃棄物処理計画の策定方針

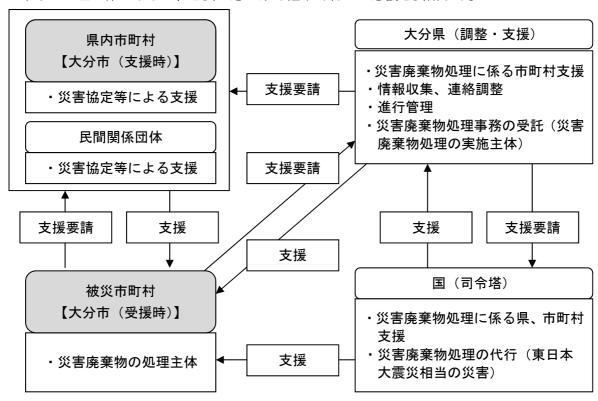
- ・本市が災害廃棄物の処理主体として処理すべきことを明記する。
- ・応急対策や復旧・復興対策はもとより、平時(災害予防)も重要となることから、 平時の対応についても記載する。
- ・本市の処理能力を上回る場合は、広域的な連携・対応を視野に入れ策定する。

4. 災害廃棄物処理の基本方針

- ・市、国、県、関係事業者及び市民が一体となって、処理を推進する。
- ・発災から概ね3年間で終了することを目標とする。
- ・各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- ・再資源化に努めるとともに、減量化を推進し、最終処分量を削減する。
- ・既存施設の活用と、状況に応じ広域処理や仮設処理施設の設置を検討する。

5. 役割分担

本市が処理主体となるが、必要に応じ県や他市町村への応援を要請する。



6. 計画を策定する上で想定する災害及び災害廃棄物の発生量予測量

南海トラフ地震及び別府湾地震による建物被害と災害廃棄物の発生量を推計する。

【建物被害】

南海	1	ラ	フ	地震
----	---	---	---	----

揺れ(棟)		液状化	比(棟)		焼失(棟)		
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	床下	冼天 (保)
1, 382	3, 080	1, 094	1, 835	2, 199	12, 791	3, 303	-

【災害廃棄物発生量】

	災	害廃棄物種類	別重量(千 t)		津波堆積物
可燃物 不燃物 コンクリー トがら			金属	柱角材	合計	量(千t)
149.4	149.4	431.6	54.8	44. 8	830.0	509.0

【建物被害】

別府湾地震

上年170次日】							
揺れ(棟)		液状化(棟)		津波(棟)			焼失(棟)
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	床下	
26 176	23 244	1 401	2 339	12 040	8 114	1 424	2 784



【災害廃棄物発生量】

	災害廃棄物種類別重量(千t)					
可燃物	不燃物	コンクリー トがら	金属	柱角材	合計	津波堆積物 量(千t)
902. 0	908. 6	2, 621. 1	331.6	270. 6	5, 033. 9	1, 382. 5

7. 災害廃棄物発生量と既存廃棄物処理施設処理能力との比較

災害廃棄物発生量と処理施設の能力を比較し、現状や課題を整理する。

第2章 組織・推進体制

第1節 災害廃棄物処理に関する執行体制

- ・本市地域防災計画に基づき災害廃棄物等対策組織を設置し、災害廃棄物処理を行う。
- ・災害廃棄物等対策組織における業務内容を整理する。

第2節 協力支援体制

- ・災害廃棄物等の処理に関する協定の締結内容を示す。
- ・支援の要請と受入れ方法について整理する。

第3節 平時における推進体制

大分市防災会議や大分県災害廃棄物処理対策連絡会議を活用し、平時より相互の協力体制を 構築していく。

第4節 住民への広報

災害廃棄物処理を円滑に進めるための情報や処理の進捗状況等の広報を行う。

第5節 職員への教育訓練

- ・平時から研修や訓練を通じ、処理体制や役割など計画に基づく行動内容を確認する。
- ・研修や訓練を通じ、得られた課題や問題点を本計画の見直しに反映する。

第3章 災害廃棄物処理実行計画の策定等

第1節 災害発生後の事務の流れ

発災後の時間経過による、災害廃棄物処理に必要な事務の流れをフロー図にて示す。

第2節 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害規模に応じて、災害廃棄物処理の実行計画を策定する。

第3節 制度の活用

- ・廃棄物処理法、施行令及び施行規則が改正され、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準が緩和。
- ・災害廃棄物実行計画の策定にあたっては、迅速な処理に向け制度を有効に活用する。

第4節 災害廃棄物の処理

- ・災害廃棄物の処理は、一般廃棄物として本市が行うことが原則であるが、災害により行政機能の喪失状況によっては、県に事務委託を要請することが可能。
- ・また、市及び県ともにきわめて大きな被害を受けた場合に備え、国が災害廃棄物の処理を行うことが可能。

第4章 処理の実施

第1節 収集運搬

・収集運搬体制の構築、収集・運搬ルートの計画の策定が必要。

第2節 仮置場

- ・仮置場の種類を整理し、仮置場の選定方針を定め、必要面積を推計する。
- ・多量の災害廃棄物を長期間積み上げて保管することとなるため、環境上の問題や火災の危険性等への配慮が必要となる。

第3節 中間処理

- ・災害廃棄物の中間処理は、災害廃棄物の安定化と減量化及び再資源化を目的として実施する。
- ・最終処分量を最小化するため、なるべく不燃物は再生資材として再利用するものとし、可燃物は、焼却等により減量化を図る。

第4節 再生利用

・災害廃棄物の再生利用及び減量化を推進し、最終処分量の削減に努める。

第5節 最終処分

- ・災害廃棄物の処理は、再生利用及び減量化を最大限促進し、最終処分量を最小化する。
- ・再生利用不可能な不燃物や可燃物の焼却により発生した焼却残渣等の最終処分対象物が極力 発生しないようにする。

第6節 家屋の解体

・倒壊家屋の解体撤去の手順を示す。

第7節 有害廃棄物、適正処理が困難な廃棄物の対策

・有害廃棄物の品目を整理し、適正な処理・処分方法を示す。

第8節 取り扱いに配慮が必要となる廃棄物

・廃家電製品や自動車、バイク、船舶、腐敗性の強い廃棄物等の処理方法について示す。

第9節 思い出の品等

・貴重品や位牌、アルバム等、被災された方の思い出の品等の取扱ルールを示す。

第10節 し尿・生活排水

・し尿の処理、仮設トイレの設置についての基本方針を示す。

第11節 生活ごみ

・避難所ごみを含めた生活ごみについて、排出方法や処理方法を示す。

第12節 環境モニタリング

- ・環境への影響を最小とし、公衆衛生の確保に努めるため、環境モニタリング行う。
- ・環境モニタリングの項目、手法等について整理する。

第5章 平時の取組等

第1節 平時における災害廃棄物対策

・災害廃棄物処理対策においては、平時の取組が重要となってくるため、災害廃棄物処理計画 の策定においても、各項目において、平時の取組について整理する。

第2節 計画の見直し

- ・実行性を確保するために、実際の災害や訓練等を通じて改善点を抽出し、計画の見直しを随時行っていく。
 - (例)上位計画の変更 災害発生後の検証 訓練等の実施 県や民間関係団体等からの要望 等